

肺炎と肺炎球菌予防接種について

観音寺市健康増進課母子保健係

下記の事項をよく読んで、予防接種を受けてください。

1. 令和5年度 定期予防接種対象者

○観音寺市に住民票があり、過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことがない下記の人

① 節目対象者の人

65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

② 接種時に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級相当）

2 肺炎について

現在肺炎は、日本人の死亡原因の第5位となっています。肺炎による死亡率は、年齢が上がるにつれて高くなります。肺炎による全死亡者数の95%が65歳以上です。肺炎で一番多い病原菌は、肺炎球菌です。この菌が原因でおこる肺炎は他の肺炎に比べて重症化しやすく、しかも最近は抗生物質の効きにくい肺炎球菌が増えています。

肺炎球菌は、誰でも少しは鼻の奥やのどなどに住み着いている細菌の一種です。健康な人には症状を引き起こさないことが多いのですが、糖尿病・腎臓病がある人、肺や心臓の慢性的な病気がある人、免疫機能の低下した高齢者などでは、重い肺炎を引き起こし命にかかわることもあります。

特にインフルエンザなどで気管支が炎症を起こすと、肺炎などを引きおこす細菌などが肺まで入り込み、肺炎を起こしやすくなるといわれています。また合併症として、脳梗塞や心不全、敗血症、髄膜炎を起こすこともあります。

3. 肺炎球菌予防接種について

風邪やインフルエンザにもいろいろな種類があるように、肺炎球菌にもいろいろな種類があり、現在93種類の型が見つかっています。肺炎球菌ワクチンは、そのなかでも特に肺炎を引き起こしやすい23種類の型に効くように作られているワクチンです。

ワクチンの持続効果は、個人差はありますが、健康な人では少なくとも接種後5年間は効果が続くといわれており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。最近の調査では、接種によってわが国に分布している肺炎球菌感染症の原因菌の約80%を予防できると考えられています。接種時期については、1年中どの時期に接種しても構いません。

4. 肺炎球菌予防接種の副反応

接種後の副反応の主なものは注射部位の局所反応で、注射部位の痛み72.3%、赤くなる26.2%、腫れ23.1%、頭痛6.2%などで、日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常1～2日で消失します。

5. 予防接種を受けることができない人

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

- ① 明らかな発熱を呈している人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな人
- ④ その他、①～③に該当しなくても医師が不適当な状態と判断した人

6. 予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない人

健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種しなければいけません。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな方
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

7. 予防接種後の注意

- ① 予防接種を受けた日はいつも通りの生活をし、大量の飲酒や激しい運動は避けてください。
- ② 予防接種をした部分が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起こることがあります。もし、局所の異常な反応や体調の変化、高熱、けいれん等の症状が生じた場合には速やかに医師の診察を受けてください。

8. その他

- ① 肺炎球菌とインフルエンザの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が得られます。
- ② 脾臓を摘出された方は、保険適応で接種することができます。
- ③ 1 3 価肺炎球菌ワクチン接種から 6 か月後に主治医が必要と判断し、接種を希望された場合は 23 価肺炎球菌ワクチンを接種することができます。

9. 予防接種による被害救済制度について

- ① 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ② 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。遺族年金、遺族一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。